

市有施設の午後8時以降の利用について

福島県においては、年末から続く加速度的な感染拡大の結果、ステージ3（感染者の急増）相当にあるとの認識のもと、1月13日から2月7日までを期間とする福島県新型コロナウイルス緊急対策を発表しました。

福島市も県と協調して取り組むため、市有施設につきましても、県の協力要請である「午後8時以降の外出自粛徹底」の趣旨を踏まえ、以下により対応しますので、市民の皆様には、ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

1. 市有施設の午後8時以降の利用について（令和3年1月15日～2月7日）

①不特定多数の方が利用する事前申し込みの不要な施設は、午後8時以降の利用を停止します。

・旧堀切邸、市役所本庁舎9F展望・市民ロビーなど

②貸館・貸室、体育館等の事前申し込みが必要なものは、午後8時以降の時間帯の新規予約は受付を停止します。

なお、すでに予約いただいている利用申し込み分につきましては、利用の停止は行いませんが、県の協力要請の趣旨を踏まえて適切に対応いただくようお願いいたします。

・市民会館、スポーツ施設など

※この場合のキャンセルについては、使用料の全部または一部を還付

2. 各施設の取扱い

福島市ホームページ（市有施設の利用制限等の変更について）をご覧ください。

ホーム > 健康・福祉 > 新型コロナウイルス感染症 > 市有施設の利用制限等の変更について

http://www.city.fukushima.fukushima.jp/kkanri-keikaku/kenko/corona/shise_tsu/riyoseigen.html